

議案第70号

墨田区立校外学園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年9月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立校外学園条例の一部を改正する条例

墨田区立校外学園条例（昭和53年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「800円」を「880円」に改め、「定める」の次に「額の」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、使用者のうち区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が使用する場合の使用料の額は、同項の教育委員会が定める額に当該額の5割相当額を加えた額とする。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化を図るため、使用料の上限額を改定するとともに、新たに区民外料金を設ける必要がある。